

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表六(六) 平二十五・四・一以後終了事業年度分

御注意

当期の試験研究費の額(別表六(六)付表「1の①」欄)が前期の試験研究費の額(前期の月数と当期の月数とが異なる場合には、前期の改定試験研究費の額)(別表六(六)付表「3の②」欄)以下の場合、前期繰越分(「23」欄)を当期の法人税額から控除することができませんので御注意ください(この場合、「24」欄には「0円」と記載します)。

試験研究費の総額に係る税額控除	試験研究費の額	1		円	特別試験研究費の税額控除	法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「8の②」)	17		円	
	平均売上金額 (別表六(九)「5」)	2				当期分の特別控除額 (16) - (17)	18			
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$	3				差引当期税額基準額残額 $(8) \text{ 又は } \left((7) \times \frac{30}{100} \right) - (9) - (16)$	19			
	試験に係る税額控除割合 試験研究費の総額に	(3) $\geq 10\%$ の場合	4	0.1		前期	繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「4の計」(総額+特別))	20		
		(3) $< 10\%$ の場合 $(3) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	5				平成21年度分繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「7の計」(総額+特別))	21		
	税額控除限度額 (1) \times (4) 又は (1) \times (5)	6			円	繰越	平成22年度分繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「10の計」(総額+特別))	22		
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	7					計 (20) + (21) + (22)	23		
	当期税額基準額 $(7) \times \frac{20 \text{ 又は } 30}{100}$	8				分	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19) と (23) のうち少ない金額 (別表六(六)付表「1の①」) \leq (別表六(六)付表「3の②」) の場合は 0)	24		
	当期税額控除可能額 (6) と (8) のうち少ない金額)	9					法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「5の②」+「6の②」)	25		
	法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の②」)	10					当期繰越税額控除額 (24) - (25)	26		
	当期分の特別控除額 (9) - (10)	11					法人税額の特別控除額 (11) + (18) + (26)	27		
特別試験研究費の税額控除	特別試験研究費の額 (29)の計)	12			特別試験研究費の額の明細					
					特別試験研究等の内容	特別試験研究費の額				
					28	29				
	特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4) \text{ 又は } (5))$	13							円	
	特別研究税額控除限度額 (12) \times (13)	14			円					
当期税額基準額残額 (8) - (9)	15									
当期税額控除可能額 (14) と (15) のうち少ない金額)	16					計				

別表六（六）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項、第2項若しくは第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第42条の4の2第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は平成25年改正前の措置法（以下「平成25年旧措置法」といいます。）第42条の4の2第2項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第42条の4第3項（繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。

なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含み

ます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。

3 「当期税額基準額
(7) × $\frac{20 \text{又は} 30}{100}$ 8」は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度にあつては「20又は」を消し、その他の事業年度にあつては「又は30」を消します。

4 「差引当期税額基準額残額
(8) 又は $\left[(7) \times \frac{30}{100} \right] - (9) - (16)$ 19」は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度において平成25年旧措置法第42条の4の2第8項第1号に規定する平成21年度分繰越税額控除限度超過額又は同項第2号に規定する平成22年度分繰越税額控除限度超過額を有する場合には「(8) 又は」を消し、その他の場合には「又は $\left[(7) \times \frac{30}{100} \right]$ 」を消します。